愛媛県立農業大学校アグリビジネス科インターン実習実施要領

１　目　的

愛媛県立農業大学校（以下、「大学校」という。）は、アグリビジネス科の学生が実習の拠点となる農業法人等（以下、「拠点農業法人等」という。）で実施するインターン実習（以下、「実習」という。）を通じて、技術や経営管理等の実践的な農業経営を学ぶことにより、卒業後、農業の現場において即戦力となる農業の実践力と経営感覚を備えた人材の育成を図る。

２　拠点農業法人等の要件

　　実習は、次のすべての要件を満たしている拠点農業法人等で行う。

（１）概ね年間を通じて農業を営み、実習受入後も継続して農業経営を行う農業法人、認定農業者であること。

（２）農業生産による農畜産物（農業法人等が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入があること。

（３）実習期間中、就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、農業機械や機器の取扱い及び整備に関する技術、販売や流通及びマーケティングに関する経営ノウハウなどの農業生産に必要な能力を身につけさせるための実習ができること。

（４）実習に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者を置いていること。

（５）就業規則又はこれに準ずるものの規定を有していること。

（６）学生の卒業後の雇用又は独立就農へ向けた支援を実施すること。

３　拠点農業法人等の募集

（１）大学校は、上記２の要件を満たす拠点農業法人等を毎年募集する。

（２）大学校は「愛媛県立農業大学校アグリビジネス科インターン実習受入拠点農業法人等リスト」（以下、「リスト」という。）を作成し、それをもって入学希望者の実習受入先の参考とする。

（３）大学校は、上記２の要件を満たす農業法人等から実習生受入拠点農業法人等登録申請書（別紙様式１）の申請があった場合は、随時リストに掲載する。

（４）大学校は、拠点農業法人等から実習受入の辞退の申し出があった場合、及び上記２の要件を満たさなくなった場合、リストから除外する。

４　実習の運営に関わる取り決め

（１）実習の運営に関わる取り決めについては、学校と拠点農業法人等で締結するインターン実習に関する協定書（別紙様式２）に記す。

（２）学生は拠点農業法人等に誓約書（別紙様式３）を提出する。

５　その他

この要領に定めるもののほか、アグリビジネス科インターン実習の実施に関して必要な事項は、校長が定める。